

住みたい三浦へ

新年明けましておめでとうございます。新年を迎え、新たな目標を掲げた人、また、その目標の実現に向かって既にスタートさせた人も多いことと思います。中には生活環境の大きな変革を予定されている人もいるかもしれません。

私の知人からも、今年4月からのライフスタイルの変化に伴って、一生涯住む家を三浦半島で探していると聞きました。かなり前から、探しているとのことでしたが、これから先ずっと過ごすこととなる『住みか』としての条件を満足させてくれる物件には、未だ出会っていないようです。



では、『住みか』として望む条件とは、どのようなもののでしょうか。①交通網が優れていること ②公共・公益的施設の整備状況 ③周囲の環境との調和がとれていること ④物件の価格・デザイン性 ⑤教育環境・・・などなど、挙げれば条件は様々です。またその人の置かれた環境によっても違いがあるはずです。

それでも言えることは、その根本には、生活するうえで譲れない条件が必ず存在することです。そういう必要絶対条件に可能な限り応えようとするのが、行政が有効な土地利用を図るうえでの土台となるのではないのでしょうか。何が求められ、そして何を最優先させなければならないのかを見極め、三浦市に住みたいと思ってもらえる『まち』を形成していくことが、今の三浦市の行政としての大きな課題なのではないかと思っています。

また、近年の建築状況等をみると、中高層建築物の計画、敷地の細分化など、時代とともに建築形態にも変化が見られます。そのような中、周辺との環境との調和をはかりながら土地利用を進めていくことは、容易なことではありません。土地を利用する側、その

土地利用を受け入れる側、それぞれ立場は違っても、住みやすい地域環境を創造したいと想う気持ちは同じでしょう。互いの立場を十分に理解し、より良い環境づくりを目指し、ニーズの共有を図り、さらに本当に必要なニーズを明確にしていくことが、今後のまちづくりの基盤となることは間違いないのではないのでしょうか。

立場の違う人と人とお互いの立場を理解することにより、様々な課題解決のスタートが切れるのだと思います。秘書課の職員という立場上、様々な方とお会いする機会がありますが、そうした機会を通じ、互いの立場を理解するための努力を惜しまないことを新年の誓いいたしました。

三浦市は2025年の将来像である「人・まち・自然の鼓動を感じる都市 みうら」の達成に向けて、“住み心地のよい都市”を目標のひとつとしています。新たな年のスタートに改めてその目標を再確認し、「立場を理解する」ことを忘れず、市民みなさまと行政が“住み心地のよい都市”を共に目指していけるよう頑張ろうと思います。(秘書課 藁谷 麻澄)

暴論オピニオン (22)

三浦市政策経営課では、行政経営全般について日頃から様々な無責任放談をしています。このコーナーではその放談の中で飛び出した暴論をご紹介します。両手を挙げて賛成できないまでも発想のヒントくらいにはなるでしょう。

第2次補正予算

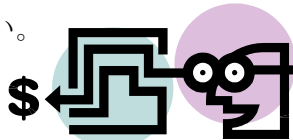
平成21年1月13日の衆議院本会議で、2兆円の定額給付金などを盛り込んだ2008年度第2次補正予算案と関連法案が自民党・公明党の与党の賛成多数で可決されたが、これに先んじて、昨年12月20日付けで内閣府から都道府県に、「地域活性化・生活対策臨時交付金」を交付するので、趣旨に合う事業に充当する準備をするよう連絡があった。2008年度第2次補正予算案の閣議決定を受けての事務連絡であり、これを受けた都道府県より、管内市町村にもすみやかに通知がされている。

このほかにも同じく2次補正に関して厚生労働省から「ふるさと雇用再生特別交付金」、「緊急雇用創出事業交付金」についてのお達しもされているが、筆者の言わんとするところが異なるため、今回は「地域活性化・生活対策臨時交付金」だけに論述を絞りたい。

この交付金は、「地域活性化に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため」に地方自治体が行う対象事業の総額を国が面倒見てくれる交付金である。目的を「インフラ整備など」としているが、地域活性化に関しては、インフラ整備のほか産業創出、農業経営基盤の強化、水産業再生、地域医療体制の整備充実など、生活対策に関しては、中小企業支援対策、住宅投資・防災対策など、その対象範囲は極めて広く、各自自治体の交付限度額の算出は、その自治体の財政力指数を基礎としている。つまり財政力の弱い自治体には多く交付し、財政力が豊かな自治体には交付しない仕組みである。

ここで論じたいのは、国と地方の役割分担である。アメリカの金融危機に端を発し、世界同時不況の様を呈しつつある今、国と地方の役割などと言っていられないかもしれないが、あえて言いたい。

「地方の活性化になぜ国が口を出すのか」と。



「口と金」ではなく「口を」としたのは、現在の日本の地方制度においては、金の偏在はそれぞれの地方自治体の責任によるところは小さく、したがって金の配分調整は国の重要な役割だと認識しているからである。現行の地方交付税制度には、箱物の借金の償還が算定の対象にされるなど多くの問題点があるが、現在の国と地方の関係においては、基本的に必要であると認識している。解り易く言うと「国は金を出しても口は出すな」ということである。勝手な言い分だとお叱りをいただくかもしれない。

しかし、国と地方の関係を根本から見直さない限り、金の配分調整は必要であり、これまで補助金や交付金という形で金を出す代わりに国が口も出してきたことによる弊害も多い。造らなくてもいい立派な道路を補助金交付の条件としたり、まったく利用されない健康相談室の設置を体育館建設の補助金で義務づけたり、その弊害は語りつくせない。

話を「地域活性化・生活対策臨時交付金」に戻すが、一見何でもありの交付金も実は交付金の趣旨に合わなければ充当できない仕組みである。「きめ細かな地域活性化」は地方にお任せいただけないだろうか。

この交付金も地方交付税の算定基準同様、財政力を基本としている。それなら、その使途を地方に委ねられている地方交付税交付金としていただけないだろうか。交付金のための対象事業の基準や手続きを定める国の作業もさぞかし大変だったろうと推察するが、それを受けた市町村は、対象事業を選定し、実施計画を策定し、交付申請を行い、事業実施後は実績報告を行い、会計検査を受けるなど、その事務手続きは多くのマンパワーを必要とする。「きめ細かな地域活性化」をいっそ地方に任せ、金を出すが口は出さないことにすれば、国も地方も煩雑な事務処理から開放されるという訳だ。

この論旨を貧乏自治体職員の「ぼやき」と思われるだろうか。否、「国は金を出しても口は出すな」という暴論は、地方分権が叫ばれて久しい今、筆者の独りよがりだとは思わない。

「ぼっこすこせえる」とは・・・神奈川県三浦市には三崎弁と呼ばれる方言があります。「ぼっこす」は「ぶち壊す」の意味、「こせえる」は「こしらえる」という意味です。つまり、「ぼっこすこせえる」は「ぶち壊し、こしらえる」=スクラップ&ビルドという意味になります。

次号(第31号)は2月19日発行です。



3S市長の経営視点

新年あけましておめでとうございます。三浦市長の吉田ひでおです。
平成21年初の本誌発行日である小正月の1月15日に、三崎の海南神社では国指定重要無形民俗文化財であるチャッキラコが奉納されます。
成人女性の唄に合わせて少女達が優雅な舞を奉納するチャッキラコは、唄い手である漁師のおかみさんを中心とする地元有志の手により、その伝統が脈々と継承されてきました。その地道な努力が実を結び、昨年、国連教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産への登録のため、すでに内定している「能楽」、「人形浄瑠璃文楽」、「歌舞伎」の3件のほか、日本の14件の提案の仲間入りをさせていただきました。世界に誇る日本の伝統芸能ベスト17に選定されたという訳です。あらためて関係各位のご尽力に深く感謝いたします。
本年9月の正式発表で決定される予定ですが、このことにより三浦の国際的知名度が高まるのが大いに期待されます。三浦市が世界の注目を集め、地域が活性化することを想像すると、この上ない喜びを感じ、心躍る想いがすると同時に、チャッキラコ以外にも、この注目にふさわしいまちでありたいと願います。
世界にデビューするチャッキラコの名を汚すようなことのない「あたたかいまちづくり」にまい進することを、新年の幕開けにあたり心に誓いたいと思います。